

平成30年度 第7回香取市農業委員会総会議事録

平成30年10月5日

10月5日(金)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第7 議案第7号 買受適格証明願いについて
- 日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第10 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	2番	越	川	定	勝	
3番	富	澤	克	彦	4番	寺	島	美	幸	
5番	飯	森		孝	6番	片	野	壽	夫	
7番	海	老	澤	武	8番	高	松	多	可	史
9番	鵜	澤	幹	司	10番	林		藤	江	
11番	菅	谷	樹	雄	12番	内	山	勝	己	
13番	篠	塚	正	悟	14番	高	木	甚	一	
15番	伊	藤	は	つ	子	16番	高	木	重	樹
17番	伊	藤		寛	18番	栗	林	利	男	
19番	大	堀		潔						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	藤	崎	弘	之	管理班長	高	岡	晃
農地班長	林		光	夫	主 査	滑	川	典 文
主 査	高	橋	亮	太 郎				

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員全員が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、7番 海老澤 武委員、10番 林 藤江委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成30年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから7ページで、整理番号は1番から11番までです。

整理番号1番は、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、譲受人が売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、4番、5番、7番および9番は譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番は親子間による使用貸借権の再設定です。

整理番号6番および11番は譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人が売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号8番は、農業後継者である譲受人が贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号10番は譲渡人が高齢のため、農業経営の規模を縮小し、農業後継者である譲受人が売買により所有権移転を受けるものです。

以上、11件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 去る、9月27日、水曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は11件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1 番松枝委員 整理番号 1 番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の近接農地を取得し、耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 2 番について、2 番 越川委員。

2 番越川委員 整理番号 2 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が農業経営の安定化を図るため、従業員でもある譲渡人の所有する農地を取得するものであり、譲渡人と協議が整ったため売買を行おうとするものです。

これまでの営農状況から、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 3 番について、3 番 富澤委員。

3 番富澤委員 整理番号 3 番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 4 番について、4 番 寺島委員。

4 番寺島委員 整理番号 4 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人は、〇〇〇で〇〇〇・〇〇〇〇および〇〇〇〇栽培等を行っておりますが、このたび飼料用作物の安定確保を図るため農地を取得するものであり、譲渡人と協議が整ったため売買を行おうとするものです。

譲受人は、匝瑳市で3町歩を超える経営をしております。

このことから、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、山田推進委員とは電話にて場所を説明しております。

この申請は、譲渡人は農業を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地に近い農地を取得し耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番、7番の2件について、9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地に隣接している農地を取得し、耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は整理番号6番と同一人物であり、農業を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地に隣接している農地を取得し耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番について、12番 内山委員。

12番内山委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、石橋推進委員とは電話にて現地の確認をしております。

この申請は、譲渡人は高齢で体調不良であるため、同居の親族で従前から管理をしている譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号9番、10番の2件について、13番 篠塚委員。

1 3 番篠塚委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、尾形推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲渡人は農業を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号10番について、説明いたします。

この10番についても尾形推進委員には電話にて連絡をしてあります。

この申請は、譲渡人は高齢で農作業ができないため農作業を行っている譲受人に売却をするものであります。

なお、申請者2名は親子関係でもあります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号11番について、14番 高木委員。

1 4 番高木委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年10月5提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは8ページで、整理番号は1番です。

整理番号1番は、当初事業計画者が専用住宅を建築する計画がなくなったため、承継者が新たな専用住宅を建築計画に変更するものです。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件であります。

議案第2号の案件について、書類等で審査した結果、承継を伴う専用住宅用地の計画変更であり、申請の用途に供することの確実性については問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、高木推進委員には、電話にて場所等を確認してあります。

場所は、〇〇〇〇〇より〇へ〇〇メートル位行って〇〇〇〇を左折しまして〇〇メートル位行った所を右折し、〇〇メートル位入った所の左側です。

この申請は、当初の事業計画者は平成17年1月に専用住宅用地としての転用許可をうけて

おります。

しかし、許可後実家で両親を看ていた姉が亡くなり本人が実家で同居することになったため、当該地で専用住宅の建築を希望する方へ承継をするものです。

なお、申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成30年10月5提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは9ページで、整理番号は1番です。

整理番号1番について、転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

1 6番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

議案第3号の案件について、現地調査を実施しました。

調査の結果から、他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、石橋推進委員には電話等で連絡説明しております。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇方面に向かい〇〇〇の〇〇〇を左折し〇〇〇〇〇〇〇〇〇がありますので、その先のちょっと勾配した土地の崖の付近にあります。

申請人は、市内在住の方ですが、耕作放棄状態であった申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では埋立て等を行わず整地します。

また、用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、申請地には西側に崖の部分がありますが、この部分に対する利用はなく、さらに崖の下は山林となっているため農地に対する土砂流出の影響はありません。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年10月5提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは、10ページから15ページで、整理番号は1番から17番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地は第2種農地に該当します。

整理番号2番から5番は同一事業であります。転用目的は再生土の埋立てによる農地造成で一時転用です。権利の内容は使用貸借権設定、申請地の農地区分は農振農用地であります。不許可例外事由Cの申請に係る農地を一時的な利用に供するために行うものに該当します。

なお、本件は農地造成であることから、造成終了後は農地に復元する旨の誓約書および作付計画書を添付しております。

また、農振農用地における一時転用であるため、香取市農政課に意見を求めたところ、特に問題はないとの回答を得ております。

また、再生土の埋立てについては、面積が3,000㎡以上であることから、千葉県等の埋立等に係る行政指導指針に基づく指導を受けております。

整理番号6番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号7番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第1種中高層住宅専用地域のため、第3種農地です。

整理番号8番から11番および14番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は所有

権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号12番、転用目的は貸家住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号13番、転用目的は搬出入路用地で一時転用です。権利の内容は賃借権設定、申請地の農地区分は農振農用地ではありますが、不許可例外事由Cに該当します。

整理番号15番および16番は同一事業であります。

転用目的は進入路、資材置場および駐車場用地です。権利の内容は賃借権設定で、申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号17番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

以上、17件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は17件であります。

このうち、整理番号2番から5番、13番、15番および16番については現地調査を実施、その他の案件については、写真および書類等で審査しました。

最初に、書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員さんより説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

木内推進委員と電話連絡にて話をしております。

この場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より東に約〇〇メートル進んだ右側です。

この申請は、現在実家で暮らしている長男が結婚を予定しているため、親である譲受人が長男のために専用住宅地を建築する計画をしたものです。

申請地では埋立て等を行わず整地します。

用水は市営上水道を利用、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散装置により敷地内処理します。

また、隣接農地には、コンクリートブロックを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番、3番、4番、5番、6番につきまして、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号2番から5番につきましては、関連案件ですので一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇を〇〇方面へ向かい〇〇〇〇〇〇〇手前の右側になります。

譲受人は、〇〇〇に本店のある一般土木建築工事業などを営む法人ですが、土地所有者との合意により傾斜地で作業効率が悪い申請地に対し、再生土等によるかさ上げを行ったあと、天地返しによる覆土で良好な農地とする計画をしたものです。

申請地では周辺の農地と高さを合わせ造成します。

また、用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、工事中は仮設調整地を設け、土砂等流出の防止を図ります。

造成後は、さつまいもの作付けを予定しており、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇を〇〇〇〇線方面に向かって〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を過ぎた〇〇メートルほど先の右側になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地します。

また、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地にはフェンスを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、場所は先ほど説明しました議案第2号整理番号1番と同じ場所です。

譲受人は、現在アパートで暮らしておりますが家族も増え手狭となっているため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地は、埋立て等を行わず整地します。

また、用水は市営上水道を利用、排水については雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

なお、隣接農地には、すでにL字型の擁壁が設けられており、土砂流出の防止が図られています。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番から11番の4件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号8番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かって〇キロほど行きますと右手に〇〇〇〇〇〇があるんですが、その前を左手に入ります。それを〇キロほど行きますと、元の〇の〇〇〇〇があるんですがその反対側、右手になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では埋立て等を行わず整地します。

また、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地にはフェンスを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、9番ですが、これは先ほどの8番と隣接する土地でございます。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地します。

また、用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地には、フェンスを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、10番、11番については、関連案件ですので一括しまして、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが〇〇方面へ向かいまして、〇〇地区に〇〇〇の〇〇〇があるんですが、その前を右手に入って行きます。〇キロほど行った所で〇〇〇〇という〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があるんですが、その隣接している場所でございます。

譲受人は、〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では埋立て等を行わず整地します。

また、用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地とは高低差がないため土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、4件について、調査報告を終わります。

議長 整理番号12番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号12番について、坂本推進委員と現地調査を行った結果を説明申し上げます。

〇〇〇を左に見て、その先の〇〇を右折し〇〇〇〇〇〇の〇〇を右折した先になります。〇〇〇〇〇〇〇〇の隣接地です。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇で不動産賃貸業を営んでおりますが、住環境が整っており、借り手の需要が見込める申請地に貸家住宅を建築する計画をしたものです。

申請地は埋立て等を行わず整地します。

また、用水は市営上水道を利用、排水については、雨水は既設の側溝へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

なお、隣接農地には、コンクリート製の土留めを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号13番について、11番 菅谷委員。

11番菅谷委員 整理番号13番について、實川推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇を〇〇地区方面へ〇〇メートルほど進んで、すぐ左側になります。

譲受人は、隣接地の山林において埋立て工事を行っており、赤道を搬出入路として使用しておりましたが、下に用水管があることがわかったため安全性を鑑み、申請地を一時的に搬出入路として利用する計画をしたものです。

申請地では埋立て等を行わず、一部を鉄板敷としますが、既に申請地の一部が利用されていたため、始末書が添付されております。

また、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地に係る部分は、一部利用であるため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号 17 番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇である〇〇〇の〇〇〇から〇〇方面に〇〇メートルほど進んだ所、脇道を右折し、そこより直進で〇〇メートルほど先になります。

譲受人は、実家で暮らしておりますが結婚を予定しているため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいませんが、既に整地がなされており始末書が添付されております。

用水は市営上水道を利用、排水については雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散装置により敷地内処理とします。

なお、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第 5 条第 1 項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第 5 議案第 5 号

議 長 日程第 5 議案第 5 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基

盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成 30 年 10 月 5 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成 30 年度第 7 次農用地利用集積計画は、整理番号 1 番から 35 番で、ページは 16 ページから 35 ページです。

使用貸借権設定の再設定 1 件、畑が 4,062 m²です。

賃借権設定の新規 9 件、田が 61,852.92 m²、畑が 61 m²です。

再設定 11 件、田が 52,502 m²、畑が 1,795 m²です。

次に、農地中間管理機構分について、

使用貸借権設定の新規 4 件、田が 3,946 m²。

賃借権設定の新規 10 件、田が 91,297 m²、畑が 8,385 m²です。

以上 35 件の第 7 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第 5 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 5 号 整理番号 21 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号は、整理番号 21 番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 整理番号 21 番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く34件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く34件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く34件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成30年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは36ページから44ページで、整理番号1番から12番です。

使用貸借権設定の新規1件、田が3,946㎡。

賃借権設定の新規11件、田が91,297㎡、畑が8,385㎡です。

以上、12件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定の受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成30年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番は、東京国税局が執行する公売です。

公売の方法は、平成30年10月31日から11月7日までの期間入札で、開札期日は平成30年11月12日です。

なお、申請者が公売に参加する目的は、農業経営の規模拡大を図るためです。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

買受適格証明願の案件は1件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

議案第7号については、耕作目的で農地を取得するため公売に参加することについて審査した結果、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するための買受適格証明願であります。

申請者は、同じ助沢地先に農地を所有しており、通作利便な農地であるため、入札後最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 買受適格証明願につきましては、証明書の交付をすることと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定します。

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成30年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は5件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成30年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は19件です。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成30年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時05分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人